

「外環の2・廃止の都市計画提案・受理」の記者会見時の説明資料一式

構成員:古川英夫

上記・記者会見を去る1月19日(月)に都庁で実施しました。  
当日多くのメディア関係者が会場に取材に来られ その結果 別紙の様な新聞記事となつて多くの住民に本件の事を 知らせて戴き、地元でも大きな話題となりました。

その際に 本提案の事を説明するために使用した 資料1式(11頁)をそっくり そのまま、構成員提出資料として 提出させて戴きます。

その内容は 外環の2をどうするか?という議論をする中で 多いに参考になると考えるからです。

ひとつの意見として その資料の中の⑥頁(今回の提案書の最初の第1頁)に記した様に「本来ならば 外環が地下化された時に 外環の2については都が廃止届を出して 廃止すべきものが そのまま残しているので 住民側から 廃止案を提出します」という考えで提出したものだからです。

この会の第1回目スタートした時に 構成員の杉並区の都市整備部長が「この会で外環の2の必要性の有無から話し合つてほしい」と発言されました。その議論を行う上で 大いに参考になると考え 提出するものです。

以上

# 外環の2・一部区間廃止の都市計画提案・正式受理の件

[概要版]

2015・1・19

提案者:古川英夫

## 今回の提案の内容

3年前の2011年12月 外環の2計画道路の内、杉並区善福寺2丁目(約300m)部分を廃止して欲しいという提案を東京都に提出、その後 2年半に亘り 補正指示の連続であったが その対応を続け 昨年12月 3年掛かって やつと正式受理された。

## 都市計画提案とは

都市計画法の第21条の2には 都市計画の変更についての提案が自由に出来る制度が用意されている。

## 提案に必要な3要件

- ① 一定の面積以上の一団の土地であること(5,000m<sup>2</sup>以上のこと)
- ② 土地所有者の2/3以上の同意、 それら所有者の持つ土地面積も2/3以上の事
- ③ 都市計画に関する法令上の基準に適合している事

## 今回のニュースの特徴

- ① 道路での提案は東京都初、なおかつ 廃止の例は全国でも前例がないこと。
- ② 公の提案制度を活用して 道路の廃止を提案し 受理された事。
- ③ 地権者の79%が外環の2道路を不要と判断したことが提案を強力にしている。

## 今後の展開は

都は地元自治体(今回は杉並区)に意見を聞いたのち遅滞なくこの提案に基づく都市計画を定めるか判断する。定める、定めない、どちらにしても この提案は都の都市計画審議会に掛けられ 委員の意見を求められることになる。

## この提案の担当部門

(敬称略)

(総合面) 都市整備局……都市づくり政策部……都市計画課・課長 新井 一成  
 担当係長 高橋 将司  
 (道路面) 都市整備局……都市基盤部……街路計画課・課長 佐久間 巧成  
 外環担当課長 武田 光一  
 外環担当係長 安西 崇博

## 本件問い合わせ先

提案者:古川英夫(杉並区善福寺2-12-2)(TEL & FAX 03-3394-0021)

東京都のH.Pに30頁のマニュアルが掲載されている。  
〔④の最下段参照〕

# 都市計画の提案制度

都市計画法第21条の2に基づく都市計画の決定又は変更の提案について、東京都では、提出書類、審査基準、窓口等を下記のとおりとしましたので、都市計画の提案をされる皆様はこれを参考に手続をしてください。

都市計画の提案で来庁された方は、都市づくり政策部都市計画課にお越しください。(第二本庁舎21階北側 Tel03-5321-1111 内線 30-243)

目次

1	都市計画の提案とは	p 1
2	東京都に提案できる都市計画	p 3
3	提出書類	p 3
4	審査基準	p 7
5	提案に関する事務手続	p 7
6	参考資料	p 9

平成 25 年 7 月

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

## 参考: 都市計画法 第21条の2 “都市計画提案”

3

第21条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第6条第1項若しくは第2項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第13条第1項第19号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更（第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

### （都市計画の決定等の提案）

第21条の2 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、1人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、（都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

### （計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

第21条の3 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、（遅滞なく、）計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

### （計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第21条の4 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、第18条第1項又は第19条第1項（これらの規定を第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

### （計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしなない場合にとるべき措置）

第21条の5 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

### （国土交通大臣の定める都市計画）

第22条 2以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第15条、第15条の2、第17条第1項及び第2項、第21条第1項、第21条の2第1項及び第2項並びに第21条の3中「都道府県」とあり、並びに第19条第3項から第5項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第17条の2中「都道府県又は市町村」とある

東京都 H.P. > 都市整備局 > まちづくり > 都市計画の決定手続 > 都市計画提案制度

東京都都市整備局

計画・調査・審議会 < 都市計画提案制度

最終更新日：平成26(2014)年12月3日

都市計画の決定手続

都市計画と環境影響評価

都市計画提案制度

住民等によるまちづくりの取組を都市計画に反映させる制度として、平成14年7月公布の都市計画法の一部改正により創設され、平成15年1月1日より運用されています。

### 1 提案できる都市計画

都が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」並びに「都市計画再開発方針等※」を除く都市計画について提案することができます。なお、区市町村が定める都市計画については、それぞれの区市町村へ提案していただくことになります。

※都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針等

都市計画決定権者一覧 (PDF 120KB)

### 2 提案できる方

- ・ 提案しようとする区域内の土地所有者や借地権者等
- ・ まちづくりNPO法人、営利を目的としない法人等

### 3 提案に必要な条件

- ・ 0.5ヘクタール(5,000平方メートル)以上の一体的な区域であること
- ・ 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ・ 提案区域内の土地の所有者等の3分の2以上の同意(人数及び面積)があること

11,835m<sup>2</sup>

$\frac{121人}{154人} = 78.6\%$

$\frac{9766m^2}{11835m^2} = 83.0\%$

### 4 提案に必要な書類

- (1) 提案者の氏名及び住所を記載した都市計画提案書
- (2) 都市計画の素案
- (3) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- (4) 都市計画提案ができる者であることを証する書類

### 5 手続の流れ

都市計画提案制度の流れ (PDF 54KB)

### 6 都市計画提案の閲覧

現在、提案を受け、手続中の案件は次のとおりです。

件名	提案書受理日
「外環の2・廃止の都市計画提案」の提案書	平成26年12月2日

上記提案は、「東京都都市計画の提案に関する規則第2条第6項」に基づき、平成26年12月3日より、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)にて閲覧に供しています。

詳細

パンフレット

その他、詳細につきましては、[「都市計画の提案制度」](#)(PDF 1.18MB)をご覧ください。

お問い合わせ先  
都市づくり政策部 都市計画課  
電話 03-5388-3225

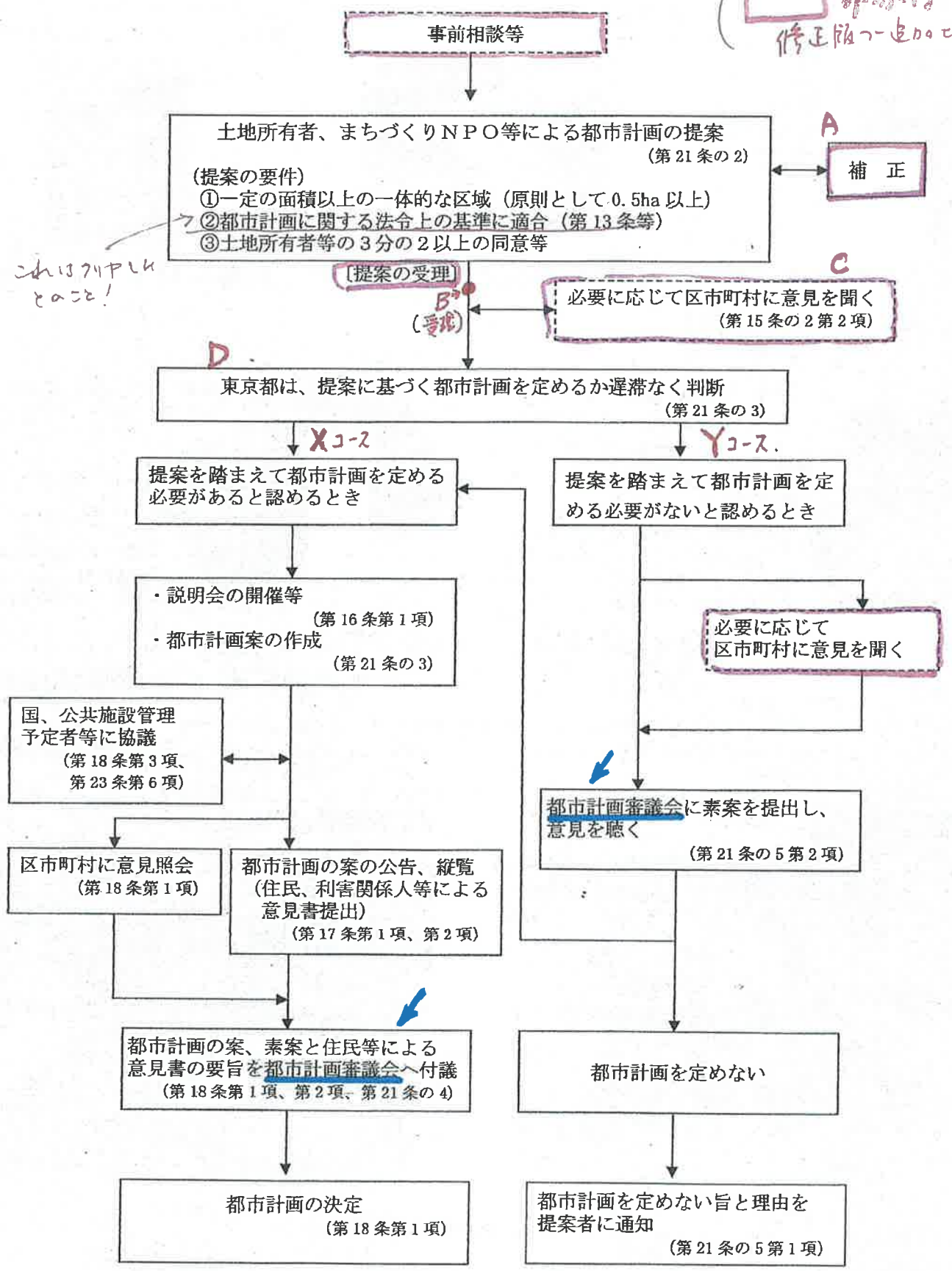
▲このページの頭へ

計画・調査・審議会 > 都市計画の決定手続 > 都市計画提案制度

東京都都市整備局トップページへ 総目次Index

### 都市計画提案制度の流れ (修正版)

( [ ] 部分は 修正版で追加されたもの )





東京都知事殿

「外環の2・廃止の都市計画提案」の提案書

2011-12-26

提案者：杉並区善福寺2-12-2

古川英夫

本件は 地元、杉並区善福寺2丁目を通過する外環の2・都市計画を廃止して欲しいという提案です。

外環の2は外環本線と共に 昭和41年に高架方式にて決定したものの計画地域の住民の反対が強く 昭和45年時の根元建設大臣が『住民の理解が得られるまでは強行すべきでない』と凍結宣言が発表されて以降、凍結状態となりました。

それから約30年を経て 平成13年に外環は構造を地下トンネル方式に変更して再浮上しました。当初の構造では余りに立ち退き対象者が多く 用地買収が困難と考えたの選択と思われます。その際、沿線7区市の計画地域住民に対し外環の進め方について『外環の計画たたき台』の説明会が沿線区市の10会場で延べ3,000人の住民の前で開催されました。

その内容は外環本線と幹線道路(外環の2)は 集約して地下に移すという説明であり、残された地上部は どの様に活用するかは地元の意向に従うとの説明でした。これは 平成13年、および 平成18年の石原都知事の記者発表説明や 平成14年の有識者委員会の最終提言、平成15年の国交大臣・都知事の外環についての方針、何れも その趣旨に沿ったものです。このことは石原都知事の言葉、「地上には道路はもう作らない、もう安心して生活して欲しい」に集約されているのです。

ここで本来なら東京都は「外環本線」を高架方式から地下トンネル方式に構造変更した事に伴い「外環の2」は廃止と 都市計画変更をすべきだったのですが 敢えて外環の2は当初案のまま 変更せずに残して来ました。このことを『外環の2が地上部に残ったままになっているので 沿線地域の住民の意向で 期待される道路に作りあげたい』との都の主張は 筋が通らないと思います。

元々 地上部の利用方法については 国交大臣・都知事の方針(平成15年3月発表)にある様に 各地元の意向に合わせてメニューを選ぶとしていたものであり 私達は「外環の2」は地下に移ったものと理解していますので 表面上存在する計画を廃止し 今まで通りの生活を希望するものです。

よってここに「外環の2・廃止の都市計画提案」を提出する事としました。

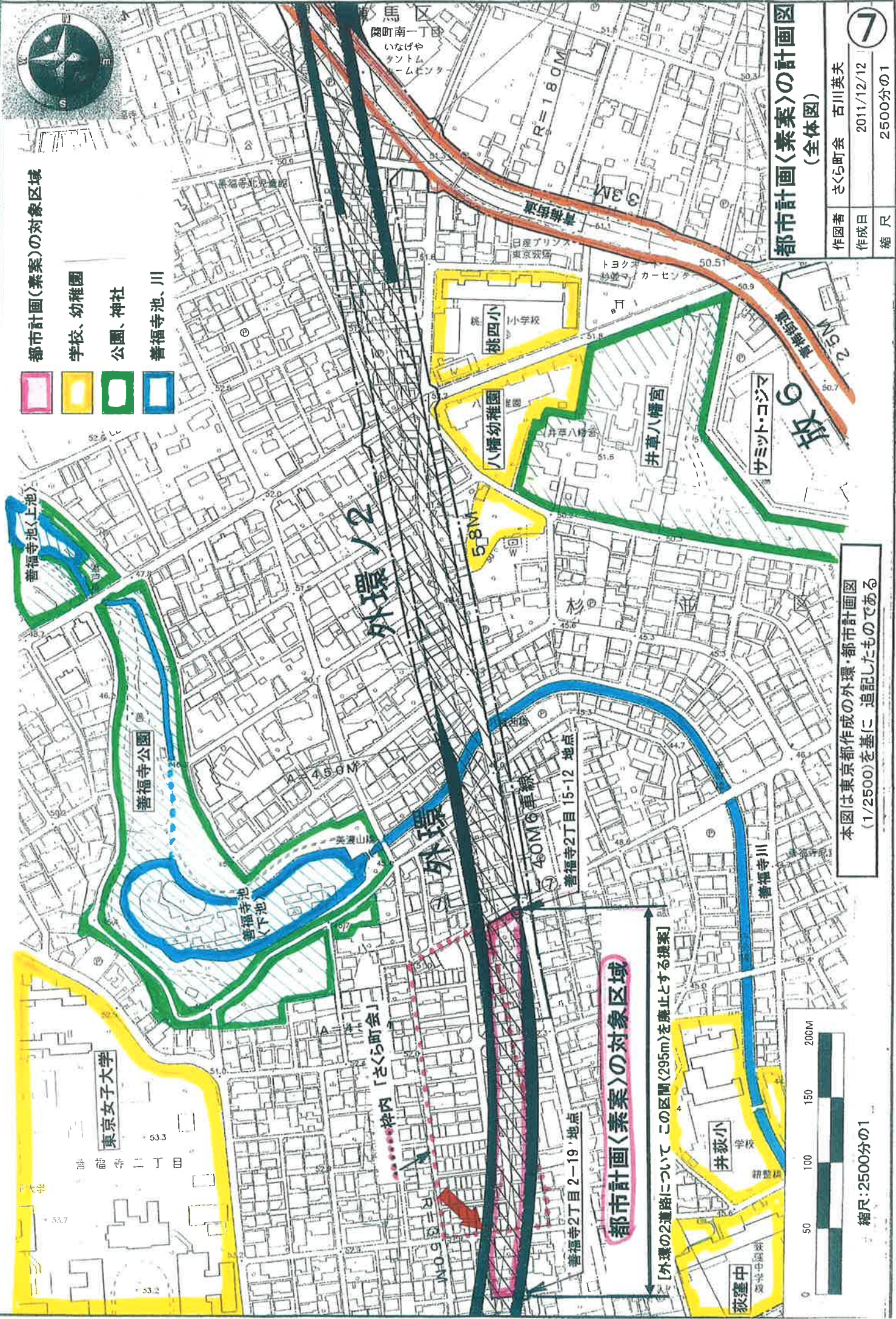
\_\_\_\_\_ は 古川 英 夫 記 入







- 都市計画(素案)の対象区域
- 学校、幼稚園
  - 公園、神社
  - 普福寺池、川
  -



**都市計画(素案)の対象区域**

[外環の2道陸について この区間(295m)を譲止とする提案]

本図は東京都作成の外環・都市計画図  
(1/2500)を基に 追記したものである

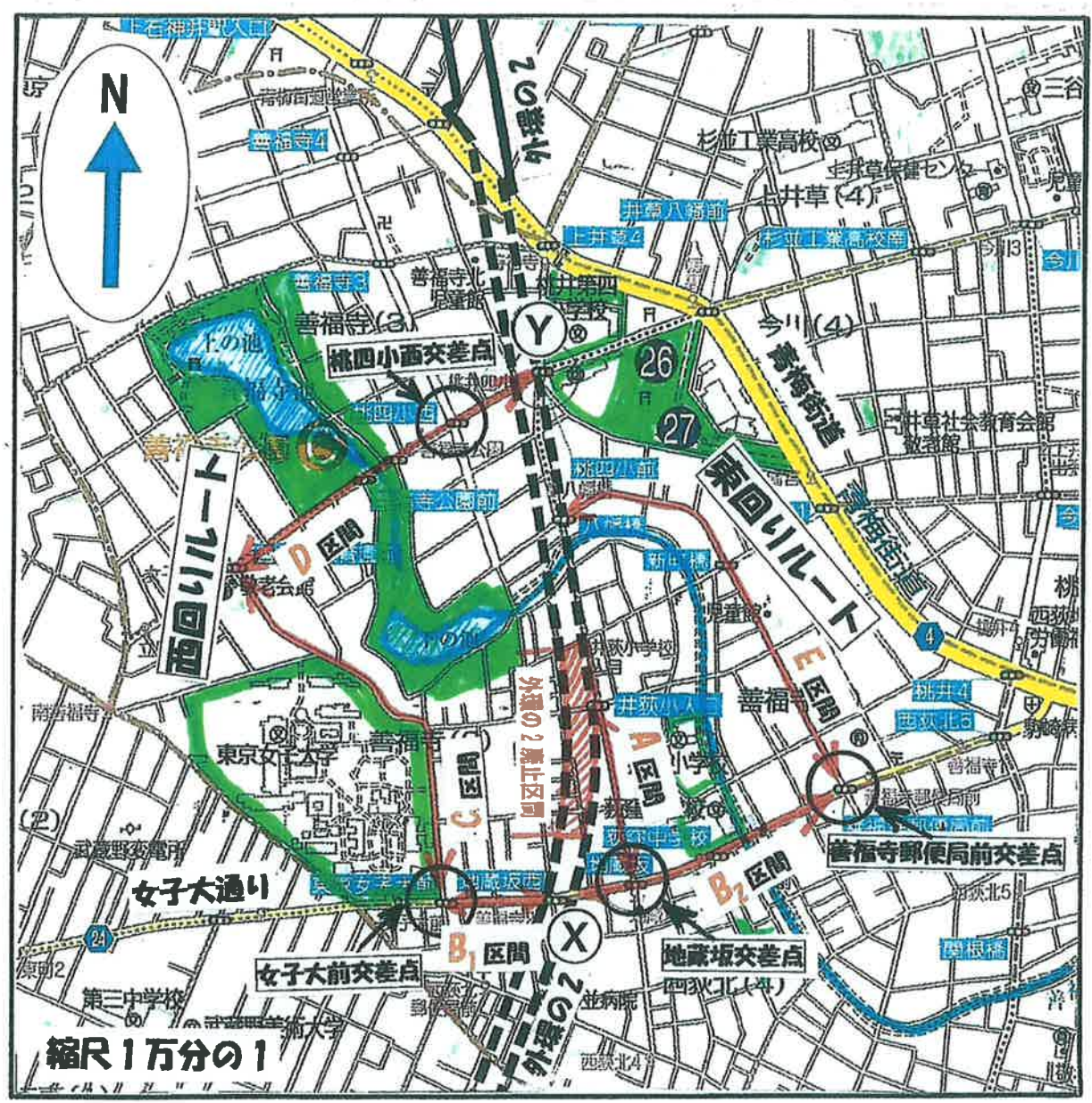
<b>都市計画(素案)の計画図</b> (全体図)	
作図者	さくら町会 古川英夫
作成日	2011/12/12
縮尺	2500分の1



図 8

# 提案の廃止区間と周辺道路図 [バイパスルートの各区間 と 調査交差点の位置図]

下図の赤色斜線部分は今回提案の外環の2・廃止区間である



### 1. バイパスルート内の各道路区間

外環の2を約300mに回り 廃止すると その両端近くまで走行して来たクルマは 上図のX地点、Y地点から バイパスルートに進入して貰う必要がある。バイパスルートは次の二通りコースとした。

- ① 東回リルート...外環の2→B2区間→E区間→外環の2(この逆も有り)
- ② 西回リルート...外環の2→B1区間→C区間→D区間→外環の2(この逆も有り)

### 2. 需要率調査を実施した交差点

上図の黒線丸で囲んだ 4つの交差点で需要率調査を実施した。  
流入部の 東、西、南、北、の位置は 上図の地図の向き(上方が北)と合わせています。



バイパスルート 区間別 12時間交通容量と混雑度の計算書

	A区間	B区間		C区間	D区間	E区間
		B1区間	B2区間			
方向数、車線数	2方向 1車線	2方向 2車線	2方向 2車線	2方向 2車線	2方向 2車線	2方向 1車線
[C <sub>1</sub> ] 単路の 可能交通量	—	1,418	1,418	970	1,325	—
[C <sub>2</sub> ] 交差点の 可能交通量	—	1,174	1,174	1,045	1,148	—
[C] 可能交通量 C=min(C <sub>1</sub> ,C <sub>2</sub> )	386	1,174	1,174	970	1,148	365
$\gamma_p$ :計画水準による通減率	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
[C <sub>D</sub> ] 設計 交通容量	347	1,057	1,057	873	1,033	329
[Q <sub>12</sub> ] 現行の昼間 12時間 交通量	2,940	5,358	4,659	1,803	3,552	1,344
[Q <sub>p</sub> ] 現行のピーク 時間 交通量	336	504	471	189	432	138
K値=(a×Q <sub>p</sub> +b) /Q <sub>12</sub> ×100	13	12	12	13	14	13
[C <sub>12</sub> ] 12時間 交通容量	2,669	8,808	8,808	6,715	7,379	2,531
F値= 1+(E-1)P <sub>T</sub> /100	1.214	1.137	1.121	1.000	1.076	1.040
[X] 混雑度= Q <sub>12</sub> ×F/C <sub>12</sub>	1.34 *1	0.69	0.59	0.27	0.51	0.55

\*1 この時点でA 区間は採用不可とする  
\*2 B区間は女子大通りであるが 外環の2の西側を B1区間、東側を B2区間とする

H32年時の検討

[Q <sub>32</sub> ] H32年の12時間 交通量推計値		9,255	7,439	6,801	7,757	2,830
[F <sub>32</sub> ] H32年のF値		1.05	1.12	1.00	1.02	1.12 *3
[X <sub>32</sub> ] H32年の混雑度		1.10	0.95	1.01	1.07	1.25 *4

\*3、\*4は西回りの大型車が全てこちらを走行するため

## 交差点の需要率・調査票(その1) ●地蔵坂上交差点

表4

流入部	E(東)	S(南)	W(西)	N(北)
車線タイプ	直進、左折、右折	直進、左折、右折	直進、左折、右折	直進、左折、右折
A: 飽和交通流率基本値	2000	2000	2000	2000
a 車線幅員補正值	1.00	0.95	1.00	0.95
・車線幅員	3250	2500	3250	2500
b 縦断勾配補正值	0.95	1.00	1.00	1.00
・縦断勾配(%)	2%	0	0	0
c 大型車混入補正值	0.93	0.85	0.93	0.87
・大型車混入率(%)	10.30%	25.40%	10.60%	20.80%
d 左折車混入補正值	0.93	0.93	0.93	0.93
e 右折車混入補正值	1.00	1.00	1.00	1.00
B: 飽和交通流率	1643.3	1502.0	1729.8	1537.3
C: ピーク時交通量	234	144	372	177
D: 交差点流入部需要率	0.14	0.10	0.22	0.12
E: 有効青時間/サイクルタイム	30/55	20/55	30/55	20/55
F: 交通容量	896.4	546.2	943.5	559.0
G: 混雑率	0.26	0.26	0.39	0.32

## H32年時の検討

B: 飽和交通流率	1643.3	1502.0	1729.8	1737.3	
C <sub>32</sub> : H32 ピーク交通量	337	108	480	133	
D <sub>32</sub> : H32 流入部需要率	0.21	0.07	0.28	0.09	
E: 有効青時間/サイクルタイム	30/55	20/55	30/55	20/55	
F: 交通容量	896.4	546.2	943.5	559.0	
G <sub>32</sub> : H32混雑度	0.38	0.20	0.51	0.24	
現示の需要率 10	0.21		0.28		0.28
現示の需要率 20		0.07		0.09	0.09
					交差点の需要率 計 0.37



「外環の2・一部区間廃止」の都市計画提案・この3年間の挑戦記録

2015年1月7日 調査・修正：古川英夫

番号	年月日	出来事
1	2011年4月	外環の2裁判・弁護団の先生方より「都市計画提案制度」の事を聞く
2		さくら町会(戸数200戸)として「都市計画提案」に取り組むことを決定...立ち退き該当地権者数 延べ 103名
3	2011年5月	「都市計画提案」について調査開始(主としてインターネットでの調査)
4		弁護団久保田先生に都庁に問い合わせさせて貰う...この段階ではパンフレットの存在の話は無し
5	2011年5月下旬	住民対象「外環の2・説明会」開催5月21日~28日の7回 さくら会館で実施。レジメ作成・資料A参照
6		チラシ、ポスター作成 広報活動 実施
7		法務局杉並出張所行き 登記事項証明書 入手(約120地番分)+公図(3枚)
8	2011年5月31日	都主催「外環の2・話し合いの会」公募メンバー(10名)応募締切日
9	2011年6月~7月	地権者名・確認後「外環の2・廃止提案」についての同意予定・確認調査(聞き込み)
10	2011年8月3日	本提案のことで東京都訪問(第1回目)都市計画提案についての説明を聞く。パンフレット受領。資料B参照
		提案に関しての疑問をすべてぶつける。①人数、面積のカウント方法他... ②提出書類の中身等...資料B参照
11	2011年8月18日	本提案のことで東京都訪問(第2回目)都市計画課・浜田係長宛て...資料B参照
12		この時以降は 直接訪問でなくメールのやり取りで 指導を受けることとした。(資料K...全メール集)
13	2011年9月、10月	提出書類(特に計画図)の作成、地権者の同意者数・把握に奔走
14	2011年11月	「外環の2・廃止の都市計画提案」について同意の承認印を受領に回る
15	2011年12月	対象範囲をさくら町会だけでなく 広げる。(当初S、M、Nのみ、以後 P、Q、R、Tも対象とする)合計地番数は149となる。拡大エリアの同意の承認印を受領に回る...最終的に149人の地権者中 78%の同意を得る
16	2011年12月26日	東京都訪問 <sup>2</sup> 、「外環の2・廃止の都市計画提案書」提出 <sup>1</sup> 。しかし 正式受理はせず。資料C参照
		理由1. 理由書の記載について 書き直せ
		理由2. 廃止した場合、現状道路での交通容量はOKか?
17	2012年2月23日	東京都訪問 <sup>3</sup> 、「前回の宿題2点についての回答書」提出 <sup>2</sup> 。資料C-2参照 しかし この時も正式受理はせず。
		現状道路の交通容量の計算には難渋した。この日の報告書資料D参照
18	2012年3月30日	東京都訪問 <sup>4</sup> 、「都より 新たな補正項目」の指摘有り。資料E参照
19	2012年6月	都より電話で「国は 部分的な廃止区間であっても提案上は問題なしの意向の様だ」と連絡有り。
20	2012年6月18日	東京都訪問 <sup>5</sup> 、「補正項目に対する回答書」(資料F)と「申し入れ書」(資料G)を提出 <sup>3</sup> 。
		回答書については都市計画の法令上の基準に未だ適合していないと頑強に否定、正式に受理出来ないという。
		申し入れ書については「余りにも酷い仕打ちでないか!」強く反撥され結局取り下げた。
		回答書を精査後 都としての回答を 約1週間後に貰う事となった。
21	2012年7月18日	都より電話で「国は 部分的な廃止区間であっても提案上は問題なし」と連絡有り。(資料H)「K値、需要率も触れよ」
22	2012年7月25日	東京都訪問 <sup>6</sup> 、提案について疑問点を聞く。K値、需要率、滞留長等について(資料I)
23	2013年1月8日	バイパス(東回りルート)E区間の交通量調査・実施
24	2013年2月22日	東京都訪問 <sup>7</sup> 、との指摘事項に対する回答書(追加、補足編)提出 <sup>4</sup> (資料J)
25	2013年3月	東京都の山下氏とメールのやり取り多し 3/5, 3/7 (資料K...全メール集)
26	2013年3月8, 10, 14日	バイパスルート上の要である4つの交差点について需要率調査(信号赤、青、黄の点灯時間調査)
27	2013年4月	東京都の担当が山下氏から安西氏に交代 長文質問攻めに悪戦苦闘する 4/3, 4/11, 4/16(資料K...全メール集)
28	2014年4月1日	舛添都知事に内容証明付き便で 資料一式を添え郵送にて提出 <sup>5</sup> 、正式受理を訴える(資料L)
29	2014年6月18日	東京都議会・第2回定例会で小松久子議員が「本提案の3年間の対応について回答せよ」と質問。(資料M)
30	2014年7月15日	東京都より この3年間の「本提案書」についての提出書類について 確認の問い合わせ書状届く。
31	2014年10月30日	上記問い合わせの回答書・書留便にて東京都へ郵送にて提出 <sup>6</sup> (資料N)
32	2014年11月11日	東京都より電話にて「本提案書・受理の方向」連絡あり。明日、提出書類の確認に赴く。
33	2014年11月12日	東京都訪問 <sup>8</sup> 、この3年間の提出書類についての現物確認立ち会い。修正版資料の提出を都に約束。
34	2014年11月17日	東京都訪問 <sup>9</sup> 、3年間の提出書類を整理し最終版として提出 <sup>7</sup> 。後日、修正版が出たものはその箇所に明記。(資料O)
35	2014年12月2日	東京都より電話にて「本提案書を本日、正式受理しました」との連絡あり。
36	2014年12月3日	東京都訪問 <sup>10</sup> 、都市計画課訪問、「本提案書」を閲覧する。

第1期  
準備から提出までの9ヶ月

第2期  
提出から補正指示の連続

2.5年

第3期  
都知事直訴、都議会出席

受理まで9ヶ月

印部分は 東京都訪問日 数字は何回目かを示す。  
 提出は都へ書類提出したことを示す。数字は何回目かを示す。  
 高文字は資料番号を示す。